総社市告示第13号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成20年総社市告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

(給付対象者)

- 第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)<u>第6条第1項又は第2項</u>に定める配偶者のない者で現に児童(20歳に満た
- <u>の栄免1項又は第2項</u>に足める配偶有のない有で現に完重(20歳に個たない者<u>をいう</u>。以下同じ。)を挟養しているものをいう。)であって、次に掲げる要件のすべてを満たす<u>もの</u>とする。
- (1) 児童扶養手当の支給を<u>受けている者と</u>同等の所得水準にあること。<u>た</u>だし、当該所得に児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号) 第6条の7の規定は適用しないものとする。

(2) 略

(受給要件の審査等)

- 第5条 市長は、前条の指定申請書を受け付けたときは、速やかに受給要件の審査を行い、対象講座の可否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、対象講座の指定を行ったときは、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)又は自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 2 略

改正

(給付対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)<u>第17条</u>に定める配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者。以下同じ。)を扶養しているものをいう。)であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

前

(1) 児童扶養手当の支給を<u>受けているか、又は</u>同等の所得水準にあること。

(2) 略

(受給要件の審査等)

- 第5条 市長は、前条の指定申請書を受け付けたときは、速やかに受給要件の審査を行い、対象講座の可否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、対象講座の指定を行ったときは、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)又は自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定却下通知書(様式第3号。以下「指定却下通知書」という。)により通知するものとする。
- 2 略

改 正 後

(支給申請等)

(支給申請等)

第7条 略

2 市長は、支給申請書を受け付けたときは、速やかに支給の可否を決定し、 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第5号)<u>又は</u>自立支援教育 訓練給付金不支給通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとす る。

(届出義務)

- 第9条 第7条に規定する支給申請により、訓練給付金の対象となった者が 次の各号のいずれかに該当するときは、14日以内に自立支援教育訓練給 付金受給資格喪失届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 略

(支給の取消し等)

- 第10条 市長は、前条による届出があったとき若しくは第7条第2項に規定する支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その支給決定を取り消し、自立支援教育訓練給付金受給資格取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。
- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2)及び(3)略
- 2 略

第7条 略

2 市長は、<u>支給申請</u>を受け付けたときは、速やかに支給の可否を決定し、 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第5号<u>。以下「支給決定通知書」という。)及び</u>自立支援教育訓練給付金不支給通知書(様式第6号<u>。</u> 以下「不支給通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

Æ

前

改

(届出義務)

- 第9条 第7条に規定する支給申請により、訓練給付金の対象となった者が 次の各号のいずれかに該当するときは、14日以内に自立支援教育訓練給 付金受給資格喪失届(様式第7号<u>。以下「資格喪失届」という。</u>)を市長 に提出しなければならない。
- (1) 第2条に該当しなくなったとき。
- (2) 略

(支給の取消し等)

- 第10条 市長は、前条による届出があったとき若しくは第7条第2項に規定する支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その支給決定を取り消し、自立支援教育訓練給付金受給資格取消通知書(様式第8号。以下「取消通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- (1) 第2条に該当しなくなったとき
- (2)及び(3)略
- 2 略

附則

この告示は、公布の日から施行する。